

厚生労働大臣が定める掲示事項

・入院基本料について

- (1) 精神科救急急性期医療入院料(A病棟)
- 1日に、入院患者5人に対して、1名以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。
また、夜勤看護職員は2名以上を確保しています。
- (2) 精神療養病棟入院料(B病棟、C病棟)
- 1日に、入院患者8人に対して、1名以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。
また、夜勤看護職員は各病棟2名以上を確保しています。
- (3) 認知症治療病棟入院料 (D病棟)
- 1日に、入院患者6人に対して、1名以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。
また、夜勤看護職員は2名以上を確保しています。

病棟名	病 棟 種 別	職 種	1 日 の 職 員 配 置 数	時間帯ごとの看護要員1人当りの受持ち患者数		
				8:30～16:30	16:30～0:30	0:30～8:30
A病棟 (56床)	精神科救急急性期	看護師・准看護師	17人以上	6人以内	19人以内	19人以内
	医 療 入 院 料	看護補助者	－			
B病棟 (52床)	精 神 療 養	看護師・准看護師	11人以上	8人以内	26人以内	26人以内
	病 棟 入 院 料	看護補助者	(5 割以上看護職員)			
C病棟 (54床)	精 神 療 養	看護師・准看護師	11人以上	8人以内	27人以内	27人以内
	病 棟 入 院 料	看護補助者	(5 割以上看護職員)			
D病棟 (36床)	認 知 症 治 療	看護師・准看護師	6人以上	6人以内	18人以内	18人以内
	病 棟 入 院 料	看護補助者	5人以上			

・精神科入退院支援加算に係る掲示について

当院では、各病棟に入退院支援及び地域連携業務を担当する職員を選任で配置し、入院早期より地域の医療機関や介護事業サービス事業者と連携し、退院後に地域で療養や生活が速やかに行えるよう支援しております。

・保険外負担に関する事項

品 名	金 額(税込)	品 名	金 額(税込)
洗濯機・乾燥機	1回 100 円	小型冷蔵庫	1日 110 円
バスタオル(リース)	1枚 30 円	テレビ(特室除く)	1日 110 円
金銭管理費	1日 110 円	※病状等によって設置ができない場合があります。	

・個室料に関する事項

フロア	種 別	1日当り(税込)	対象室数	室 名
3 F A病棟	個室	1,500 円	22室	AW00 AW02 AW05 AW06 AW07 AN00 AN02 AN03 AN05 AN06 AN07 AS00 AS02 AS05 AS06 AS07 AE00 AE02 AE03 AE05 AE06 AE07
	特室	3,000 円	4室	AW04 AN04 AS04 AE04
4 F B病棟	個室	1,500 円	27室	BW00 BW02 BW03 BW05 BW06 BW07 BW08 BN00 BN03 BN04 BN05 BN06 BN07 BN08 BN09 BS00 BS02 BS03 BS05 BE00 BE03 BE04 BE05 BE06 BE07 BE08 BE09
5 F C病棟	個室	1,500 円	31室	CW00 CW03 CW04 CW06 CW07 CW08 CW09 CW10 CN00 CN03 CN04 CN05 CN06 CN07 CN08 CN09 CS00 CS02 CS03 CS05 CS06 CS07 CS08 CS09 CE00 CE03 CE04 CE06 CE07 CE08 CE09
	特室	3,000 円	2室	CW01 CE05
6 F D病棟	個室	1,500 円	19室	DW00 DW02 DW05 DW06 DW07 DW08 DN02 DN03 DN04 DN05 DN06 DN08 DN09 DN10 DN11 DS04 DS05 DS06 DS07
	特室	3,000 円	3室	DW04 DN07 DS01

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項について

・ 長期収載品の選定療養費とは

長期収載品の選定療養費は、令和 6 年の診療報酬改正により令和 6 年 10 月 1 日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の 4 分の 1 を自己負担していただく仕組みです。
※選定療養費には別途消費税も必要となります。

・ 対象となる場合

後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率 50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。

（外来患者さんの院内処方、院外処方が対象です）

入院患者さんの処方や医師が医療上の必要性があると判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合、または、バイオ医薬品については対象外となります。

・ 負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の 4 分の 1 となります。

選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乘せされます。

選定療養費分の自己負担額と保険給付分を併せてお支払いいただきます。

詳細は厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について」をご覧ください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和 1年 5月 1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。